

○漁業法（抜粋）

（海区漁場計画の作成の手続）

第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6～7（略）

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

○千葉海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程（抜粋）

第1条 （略）

（開催の決定）

第2条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第3～4条 （略）

（日時、事案等の公示）

第5条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の少なくとも七日前までに公聴会の日時、場所及び事案並びに公聴会において意見を述べることのできる利害関係人の範囲を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法によるものとする。

一 千葉県報に登載

二 千葉海区漁業調整委員会事務所、関係のある水産事務所及び漁業協同組合事務所等に掲示

第6～13条 （略）